

阿部敏郎講演会

男女共同参画・交流課

☎973-15069



うるま市女性団体連絡協議会は、市内18の女性団体が連携を図りながら女性の地位向上と男女共同参画社会づくりに寄与することを目的に、平成17年8月結成されました。

そこで、「結成一周年記念事業」としてラジオやコンサートで活躍中の阿部敏郎さんをお迎えし、左記のとおり講演会を開催します。男性の本音や夫婦の話題等、メッセージソングを交え、身近なところから男女共同参画について語っていただきます。多くのご来場お待ちしております。

【とき】 11月2日(木)

午後7時

【ところ】

うるま市民芸術劇場

燈ホール入場無料(要整理券)

【演題】

「私の想う男女共同参画とは」

【主催】

うるま市女性団体連絡協議会

香墨書道会作品展開催

海の文化資料館

☎978-8831

子どもから大人まで所属する香墨書道会は、県内外の大会で広く活躍する多くの受賞者の作品を広く市民に公開します。

【とき】 10月14日(土)

～24日(火)

午前9時～午後5時

【ところ】 市立海の文化資料館ロビーほか。入場無料

【出展団体】 香墨書道会

お知らせ

あなたの建物は大丈夫ですか?

建築指導課

☎965-5601

10月11日(水)～10月17日(火)は、「違反建築防止週間」です。

建築物を建てる際には、建築物の安全性などを確保するために、行政の建築主事または民間の指定確認検査機関による確認や検査を受けなければならぬことになっております。

中間検査・完了検査を受けていますか?

心の健康づくり
講演会 & ライブ

～うつ病と自殺の予防について～

増えている「うつ病」と「自殺」から、あなた自身とあなたの大切な人を守ってあげましょう!!

【講師】 沖縄県総合精神保健福祉センター 所長 仲本晴男先生

【Band】 The Blue Sky Kick's

【日時】 11月9日(木)
午後2時～午後4時

【ところ】 市民芸術劇場
燈ホール

【入場料】 無 料

【問い合わせ先】
障がい福祉課 精神福祉係
☎973-5452

建築基準法には、国民の生命・健康・財産を守るため、地震や火災などに対する安全性や、建築物の敷地、周囲の環境などに関する必要な基準が定められています。建築物を建てる場合には、必ず守らなければなりません。

建築士法では、建築物の安全性などの質の確保を図るために、一定規模を超える建築物については建築士が設計・工事監理を行わなければならないこととなっています。

建築基準法においても、建築士法に違反して設計された建築物についての確認申請書の受理や工事の施工を禁止しています。

以上のことより沖縄県違反

建築防止連絡協議会では、違反建築防止週間中県内一斉公開建築パトロールを実施いたします。

特殊建築物等の
定期報告のお願い

建築指導課

☎965-5601

建築基準法では、不特定多数の方が利用する防災上特別な配慮をする必要のある建築物を「特殊建築物」と定め、防火・避難関係の基準などが規定されています。

同法第12条では、これらの特殊建築物や特定行政庁(市長)が指定する建築物及び建築設備を定期的に専門の

特殊建築物とは・・・

劇場、映画館、ホテル・旅館、百貨店、共同住宅等の不特定多数の方が利用する建築物で、定期報告の時期もそれぞれ定められています。詳細はうるま市ホームページ・例規検索から「うるま市建築基準法施行細則」を参照してください。

※建築設備、昇降機の報告時期は、毎年4月1日から12月20日までとなっています。

技術者に点検してもらい、報告をするように義務づけています。『平成18年度上期建築物防災週間(平成18年8月30日～9月5日)』中、消防本部と合同で「定期報告」の出されていない2力所の特殊建築物に立ち入り調査したところ、防災上不備な状況や火災時には人命に危険を及ぼしかねない箇所が見つかり、是正指導を行いました。

報告の必要な建築物等の所有者は「定期報告」の時期等を確認の上、所定の機関へ報告をしてください。本制度の趣旨をご理解頂き、利用者の安全を守るため「定期報告」を忘れないようお願い申し上げます。